

平成23年度

(財)簡易保険加入者協会事業計画書

財団法人 簡易保険加入者協会

目 次

はじめに	1
I 一般公益事業	1
1 簡易保険加入者の会の事務処理	2
2 簡易生命保険に関する調査・研究及び研究助成	2
3 簡易生命保険事業功労者の顕彰	2
4 ラジオ体操・みんなの体操の普及推進	2
5 公益目的支出計画の検討等	2
II 災害見舞事業	2
1 組織要員の効率的な見直し	3
2 営業力の強化	3
3 経営目標達成に向けた取組み	3
4 業務運営態勢の強化	3
5 見舞事業の将来構想の具現	4
III 重要課題への取組み	4
1 コンプライアンスの徹底	4
2 内部監査の充実	5
3 新法人への移行準備	5

平成23年度（財）簡易保険加入者協会事業計画

はじめに

当協会は、公益法人として昭和35年8月に郵政大臣の許可を得て設立され、爾来、簡易保険加入者の会の使命遂行に協力して加入者共同の利益と福祉の増進を図るとともに、簡易生命保険事業の普及発達及びラジオ体操・みんなの体操の普及に寄与する活動を続けてきましたが、近年、郵政民営化の実施や公益法人制度改革三法の施行、更には保険法の施行、保険業法の改正等々、事業環境は大きく変化してきています。

とりわけ、「公益法人制度改革関連三法」の施行（平成20年12月1日）に伴い、旧民法上の公益法人は「特例民法法人」とされ、同法施行日から5年以内に新法人に移行しないと移行期間満了の日に解散したものとみなすとされていますが、移行期間（平成25年11月末日まで）が残り3年を切っていることから、移行への対応が急務となっています。

さらに、簡易保険加入者のための相互救済である災害見舞事業（以下「見舞事業」という。）については、保険法（平成22年4月1日施行）への適切な対応とともに、改正保険業法（平成22年11月19日公布）への対応が喫緊の課題となっています。

こうした環境の下、平成22年度は、特例財団法人としての目的を達成するとともに、事業環境の変化に適切に対応しつつ、「将来構想に関する取組方針（平成21年6月理事会・評議員会決定）」に沿って将来構想を具現していくため、次のことを重点に、各事業を運営していきます。

- 〔1〕 一般公益事業については、ラジオ体操・みんなの体操の普及及び調査・研究等を実施しつつ、一般財団法人への移行を視野に入れた公益目的支出計画についての検討を進めていきます。
- 〔2〕 見舞事業については、経営基盤の確立に向けて営業力や業務指導態勢等の強化を図りつつ、将来構想の具現に向けての検討を進めていきます。
- 〔3〕 コンプライアンスの徹底が当協会の最重要課題との認識に立ち、特例財団法人として、更なる強化に取り組んでいきます。

I 一般公益事業

一般財団法人への移行を念頭に置きつつ、特例財団法人として当協会の目的達成のため、以下のことに取り組んでいきます。

1 簡易保険加入者の会の事務処理

簡易保険加入者の会の事務局として、機関誌「あかるい家庭」を発行し、同機関誌やホームページ等により簡易生命保険に関連する情報を提供するほか、ホームページやアンケート等で寄せられた簡易保険加入者の意見を集約して関係機関に伝えていきます。

2 簡易生命保険に関する調査・研究及び研究助成

簡易生命保険及び保険業全般に関する諸問題等について調査・研究を行うとともに、調査・研究を行う学者・実務家等への助成を行っている(財)かんぽ財団に対して助成を実施していきます。

3 簡易生命保険事業功労者の顕彰

引き続き関係機関の動向を見守っていきます。

4 ラジオ体操・みんなの体操の普及推進

(株)かんぽ生命保険、NHK、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟(以下「全ラ連」という。)等と連携しつつ、ラジオ体操・みんなの体操の普及推進事業を実施します。

(1) ラジオ体操の普及に必要な指導者育成のため、全国子ども会連合会指導者を対象にした「ラジオ体操講習会」や小学校教員等を対象にした「ラジオ体操講習会」へ講師を派遣します。

(2) 地方公共団体と連携して、「ラジオ体操・みんなの体操講習会」を実施することにより、健康で明るい街づくりを支援します。

また、全国各地で活動しているラジオ体操会等に対してラジオ体操スタンプカードを配布することによりラジオ体操会の育成・支援を行います。

(3) 高齢者の健康維持増進に資するため、高齢者福祉施設において「みんなの体操実演会」を実施します。

(4) 今後のラジオ体操・みんなの体操の普及推進に資する調査研究を実施します。

(5) 全ラ連からの協力要請に対して助成するとともに、全ラ連が(株)かんぽ生命保険・NHKと共催する1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭等の行事や、全ラ連が実施する各種普及活動に係る全ラ連の事務局活動を支援します。

5 公益目的支出計画の検討等

新たな公益目的事業の検討を含め、一般財団法人への移行を視野に入れた公益目的支出計画についての検討を進めていきます。

II 災害見舞事業

集金等受託事業廃止後の見舞事業について、環境の変化に対応できるよう、単独事業としての経営基盤を確立させるため、マネジメント力、営業力、コンプライアンス等を強化しつつ、将来構想の具現についての検討を進めていきます。

1 組織・要員の効率的な見直し

- (1) 見舞事業の単独運営化に伴い全国に配置してきた47支部長について、指導管理するエリア内の代理店数が少ないところは、近隣と統合する等、効率的な配置に見直します。
- (2) 見舞事業の単独運営化に伴い3課体制としてきた地方本部組織について、寄金の推進及び事務の効率化の観点から、各課の所掌業務の見直しを含め、課の配置の在り方を見直します。

2 営業力の強化

- (1) 参与の若年化と優秀な人材確保を推進していくとともに、一般参与から特別参与への育成を図り、特別参与については、営業力や接遇力の更なる向上を図ります。
- (2) ホームページやコールセンターを活用し、参与の営業活動を支援するとともに、インターネットを活用した営業活動方法についての検討を進めていきます。

3 経営目標達成に向けた取組み

(1) 平成23年度の経営目標

① 経営目標（寄金総額）	90億4,600万円
② 上記の内新規寄金目標	6億2,000万円
③ 継続率目標	93%
④ 自払率目標	80%

(2) 具体的な取組み

- ① 協会本部と地方本部間において、目標の達成を確実にするための課題等に対応し、適時、会議等を開催します。
- ② 支部長及び指導員の営業指導力の向上並びに参与を指導・監督する代理店長のマネジメント力の向上を図るため、外部機関を活用した研修を実施します。

- ③ 指導員による個別指導等、一般参与に対する営業及び業務面の指導・研修を強化するとともに、一般参与から特別参与への育成等特別参与の育成、増加を図ります。
- ④ 営業力や業務知識の向上のため、全国の支部長、指導員、営業推進リーダー及び優績参与等の全国間での交流を実施します。
- ⑤ 事務の効率化及び事故防止等の観点から自払いへの切替えを推進するとともに、継続率のアップを図ります。

4 業務運営態勢の強化

(1) 業務指導の強化

保険法の施行及び印紙税法の改正等に対応した業務取扱手続の大幅な改正に伴い、業務の正常運行を確保するため、マニュアルを作成し、計画的に研修会を実施します。

また、地方本部及び代理店への臨所による実態把握や見舞業務指導役からの報告に基づき、問題点等についてその後の指導や業務取扱手続の改善等に活用していきます。

(2) 不祥事、事故の防止

保険法の施行に伴い内部管理体制の一層の強化が求められていることから、コンプライアンス部・監査部と連携し、「正規取扱態勢の確立」と不祥事・重大事故の撲滅に向け、業務の正規取扱の徹底を図ります。

(3) モニタリングの実施

業務の実態、検証、その後の改善状況を把握するとともに、実地指導を行うため、モニタリングを年2回以上実施します。

(4) 支払態勢の充実

実地調査・審査態勢を確立し、見舞金支払を履行期限内に早期かつ公正に行うため、災害種別に合わせた実地調査マニュアル・審査標準の作成及び罹災調査報告システムの有効活用等、効果的な研修を実施し、実地調査者の調査能力及び審査担当者の審査能力の向上を図ります。

(5) お客様の声の活用

見舞事業に対するお客様の声の収集に努めると共に、寄せられたお客様の声には真摯に対応し、業務の改善・改良に生かします。

また、苦情ゼロをめざし、研修の充実を図ると共に苦情発生者及び発生事業所に対する業務指導を徹底します。

5 見舞事業の将来構想の具現

平成22年11月に公布された改正保険業法において、新たな事業体としての

認可特定保険業の制度が設けられましたが、事業者（認可特定保険業又は少額短期保険業）の選択については、改正保険業法の施行に係る政省令を踏まえて速やかに方向性を見極めることとし、平成24年度始には所管官庁へ申請ができるよう、所要の準備に取り組んでいきます。

Ⅲ 重要課題への取り組み

1 コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底については、これまで当協会の最重要課題として位置付け、その取り組みを強化してきましたが、一定の改善は見られるものの、不祥事等の根絶には至っていません。

平成23年度は、こうした状況を踏まえ、協会を挙げて次の施策に取り組み、コンプライアンスの徹底を期すこととします。

(1) コンプライアンス推進態勢の強化

ア コンプライアンス委員会を中心として施策を推進し、不祥事案については、同委員会内に設けられた不祥事案対応措置部会において、具体的な措置を検討します。

イ 平成23年度のコンプライアンスプログラム及び個人情報保護管理教育基本計画を策定し、年間カリキュラムに沿って実施するほか、コンプライアンス強化月間を設定し、期間中、コンプライアンスに対する理解と認識を深めるためのセミナー等を実施します。

ウ 地方本部における内部統制(内部管理態勢)についてモニタリングを行い、監査で不備を指摘された事業所における改善状況を検証するとともに、監査の有効性を担保し、もって内部統制の整備、強化を図ります。

(2) 事故犯罪の防止と個人情報の保護・管理の徹底

ア 毎月、「コンプライアンス・防犯の日」を設定し、基本動作の徹底、防犯指導の徹底を図るとともに、募集時のコンプライアンス関係について書面調査(寄金者にアンケート)を実施し、事故等の早期発見と未然防止を図ります。

イ Pマーク取得に向けた態勢の整備等に取り組んでいきます。

ウ コンプライアンス教育・研修の充実

(ア) 年度計画に基づき、教育・研修の徹底を図るとともに、職員及び参与に対する職場研修を計画的に実施し、コンプライアンスの趣旨、重要性等の理解・浸透を図ります。特に参与については、全員を対象にコンプライアンス等集合研修を年2回実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。

(イ) eラーニングによるコンプライアンス研修

協会本部、地方本部の役職員及び代理店長を対象としたeラーニングを実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。

(ウ) コンプライアンス教育・研修用の新たな教材の作成・活用

上記eラーニングにより行ったコンプライアンス研修内容を教材化し、各種研修において活用するほか、保険業法を踏まえた新たな募集用コンプライアンス・マニュアルを作成し、適正募集の徹底を図ります。

2 内部監査の充実

ア 監事監査及び外部監査と連携を図りながら、保険法、保険業法等の適用を念頭に、法令等遵守態勢、顧客保護管理態勢の確立及び事故犯罪の防止並びにコンプライアンスの徹底に重点を置いた監査を実施します。

イ 監査員については事業部から独立した監査員とし、独立性の高い監査体制とします。

ウ 総合監査は、協会本部、地方本部のほか全代理店及び全事務局を実地に監査します。

エ 総合監査の結果を踏まえ、また、重大事案が発生した場合など、必要に応じて原則無通告の特別監査を実施します。

オ 自治監査は、全代理店及び全事務局において年2回実施し、協会本部がその実施状況を把握の上、必要な措置を講じることとします。

3 新法人への移行準備

公益法人制度改革への対応としての新法人への移行については、一般財団法人への移行を前提として、見舞事業における将来構想の具現に向けた取組みのスケジュールを考慮しつつ、関係機関との協議を含め、移行認可申請に必要な準備を進めていきます。